

子ども医療費助成事業について

津野町では、令和2年4月1日から現在の小中学生医療費助成事業の対象年齢を、15歳(中学校卒業)から18歳(高校卒業年齢)まで拡大します！名称も変更します！

【対象者】

- ・小学校入学から18歳に達する日以降における最初の3月末日までの者
- ・保護者及び対象児童が津野町に住所を有すること
就職して一定所得があり、本人の健康保険に加入している者は対象外
婚姻している者、又は婚姻したことがある者は対象外

【助成額】小中学生医療費助成事業と同様

- ・入院及び外来医療の自己負担額
※次の費用は助成の対象となりません
健康保険の対象とならない費用
学校等の管理下のケガで、**林[°]-ツ振興センター**の災害共済給付金の支給を受ける場合
他の公費制度に該当する場合（自己負担額が生じた分は対象）

【助成方法】

- ・「子ども医療費受給者証」を医療機関や調剤薬局の窓口で医療保険証と一緒に提示
※国民健康保険以外の医療保険加入の方は、「子ども医療費請求書」も一緒に提出
- ・県外の医療機関で受診した場合、及び認定申請後受給者証を受け取るまでに医療機関を受診した場合は、償還払いの手続きになります。領収書と保護者の振込口座、印鑑を持参のうえ津野町役場本庁 町民課・西庁 窓口で手続きをしてください。

【申請方法】

- ・新小学校1年生は、乳幼児医療から移行し、中学校卒業までの「子ども医療費受給者証」を送付します。今までの小中学生医療費受給者（新高校生を除く）については、新しく「子ども医療費受給者証」を送付します。申請の必要はありません。
- ・高校生世代の方は、「子ども医療費受給資格認定申請書」に児童の保険証の写しを添えて、津野町役場本庁 町民課・西庁 窓口へ提出してください。
後日「子ども医療費受給者証」を送付します。

【お問い合わせ先】

津野町役場 町民課 担当：森部

TEL：0889-55-2314